

○経済産業省告示第八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 第三号の規定は、 <u>令和五年四月十三日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 第三号の規定は、 <u>平成三十三年四月十三日</u> 限り、その効力を失う。